## 同志社大学国文学会会則

第一条 本会は同志社大学国文学会と称する。

第二条 本会は国文学・国語および国語教育の研究を目的とする。

第四条 本会の会員は同志社大学国文学専攻に属する左記のもので 第三条 本会の事務局を同志社大学文学部国文学専攻内におく。 第二章 会員

- 専任教員

所定の会費を納入したものとする。

- 2 学部在学生
- 3 大学院在学生 (博士課程前期・後期)
- 学部卒業生
- 大学院修了生
- ただし、特に入会を希望し、常任委員会の認めたものは会員にな
- ることができる。

- 第五条 本会は、第二条の目的を達成するために左記の事業を行う。 第三章 事業
- 2 講演会の開催 研究会の開催

機関誌の発行

3

研究上必要な調査見学

5

その他、目的達成に必要な事項

- 第六条本会に左記の役員をおく。 第四章 組織および役員
- 1 会長 一名
- 2 常任委員 十四名

3

会計監査 二名

- 第七条 会長は、本会を代表する。
- 執行に当る。 常任委員は会長とともに常任委員会を構成し、会務の企画、立案、
- 第八条 会長は、専任教員の互選によって選出する。 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 常任委員は、左記のとおり選出する。
- 学部在学生 五名

1

専任教員

四名

- 2
- 大学院在学生 三名

学部卒業生

一名

3

大学院修了生 一名

5

会計監査は、常任委員会が選出し、総会において承認を得る。

第九条 役員の任期は、一年とする。ただし再選をさまたげない。

第五章 総会

第十条 総会は、本会の最高の決議機関である。

第十一条 総会の開催は左記による。

定期総会は、年一回これを開かねばならない。

臨時総会は、常任委員会が必要と認めた時、これを開くこと

ができる。

3 会員の五十名の要請があれば、臨時総会を開かねばならない。

第十二条 総会は出席会員によって成立する。

第十三条 総会の議決は出席者の過半数をもって成立する。可否同

数の場合は議長がこれを決する。

第六章 会計

第十四条 会費は、学期額一千円(年額二千円)とする。ただし、

学生が休学する場合は、会費を免除する。

会費は、毎学期の始めに納入しなければならない。

会費の徴収は、大学に委託してこれを行う。

第十五条 本会の会計年度は、四月一日から翌年三月三十一日まで

とする。

第七章 補則

第十六条 本会則の改正は総会において出席会員の三分の二以上の

同意を必要とする。

本会則は、二〇一四年四月一日から施行する。

第十四条に規定する会費は、二〇一四年度第一年次入学生から適用 し、二〇一三年度以前の入学生については、従前の規定を適用する。